

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 給与等に関する規程

昭和 61 年 7 月 22 日

神社協規程 第 9 号

(職員の給与)

第 1 条 本会事務局職員の給与等は、この規程の定めるところによる。ただし、この規程に定めるもののほかは、その年度に属する予算の範囲内において、神栖市職員の給与条例等(以下「市条例等」という。)に準じてこれを支給する。

2 この規程において「職員」とは、本会事務局規程第 1 条第 1 項に規定する職員をいう。

(給与の種類)

第 2 条 この規程に定める職員の給与は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------|---------------|-------------|
| (1) 給料 | (5) 時間外勤務手当 | (9) 期末手当 |
| (2) 扶養手当 | (6) 休日勤務手当 | (10) 勤勉手当 |
| (3) 通勤手当 | (7) 夜間勤務手当 | |
| (4) 住居手当 | (8) 管理職手当 | |

(給与の支給方法)

第 3 条 給与は、毎月 21 日にその月分を支給する。ただし、その日が休日にあたるときはその前日に支給する。

(給与の計算期日)

第 4 条 給料は月の初日から末日までを計算期日とする。

2 新任の場合は、その月の在任日数の日割りでこれを支給し、昇給の場合は、発令の日から起算支給する。

(退職者等の給与)

第 5 条 職員が退職したときは、その日まで給与を支給する。

2 職員が在職中死亡したときは、その月分の給与の全額を支給する。

(休職者等の給与)

第 6 条 傷病のため勤務できない期間が 1 年に達するまでは給料・扶養手当・住居手当・期末手当の 100 分の 80 を支給する。

2 本会事務局職員就業規則第 10 条に定める休職期間のうち 3 年までは給料・扶養手当・住居手当・期末手当の 100 分の 60 を支給する。

(業務上傷病者等の給与)

第 7 条 業務上負傷し又は疾病にかかった者は、前条の規定にかかわらず加療中給与の全額を支給する。

(給与、初任給)

第 8 条 職員の給与は市条例等の規定を準用する。

2 新たに採用する職員の初任給の決定は、市条例等の規定に準じて行う。

- 3 給与改訂は、市条例等に準じて行う。
- 4 職務の級による業務分類については、別表の通りとする。

(昇格及び降格)

第9条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、その職務の級について、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在職年数を有しているときには、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定することができる。

- 2 職員を昇格させるには、その職員が現に属する職務の等級に1年以上在級していなければ昇格させることができない。ただし、職務の特殊性等により必要がある場合にはこの限りでない。
- 3 職員を降格させた場合におけるその者の給料月額は、降格した職務の級の降格した日の前日に受けていた給料月額と同じ額の、同じ額がないときは直近下位の額の号級とする。

(昇給)

第10条 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

- 2 昇給は、昇給させようとする者の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の判定を得て行わなければならない。
- 3 勤務成績の判定に関する基準については、市条例等に準じて行う。

(昇給の基準)

第11条 前条の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、市条例等に準じて決定する。

- 2 前条に規定する期間中において、事務局職員就業規則第46条に規定する懲戒を受けた職員に対する昇給の限度は以下のとおりとする。
 - (1) 訓告 2号給
 - (2) 戒告または減給 1号給
 - (3) 出勤停止 昇給しない
- 3 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条に規定される社会福祉士資格を保持しない職員に関する第1項の規定の適用については、同項中の号給より1号給下位の号給とする。
- 4 新たに社会福祉士資格を保持することとなった者にあつては、その日の属する年の4月1日から前項の規定を適用する。
- 5 55歳以上の職員に関する第1項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず「2号給」とする。
- 6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(昇給の範囲)

第12条 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

(期末手当)

第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)それぞれの日に在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して10日以内の日において支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に市条例等に定める支給率を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。
- 4 第 8 条第 4 項別表に規定する職務の級による業務分類表の社会福祉士資格を有する 3 級以上の職員については、職員の区分に応じて 100 分の 15 を超えない範囲内で別表に定める割合を乗じて得た額を加算して得た額を期末手当基礎額とする。

職員	加算割合
職務の級 6，5 級の職員	100 分の 15
職務の級 4 級の職員	100 分の 10 会長が定める職員にあっては 100 分の 5
職務の級 3 級の職員（社会福祉士）	100 分の 5

（勤勉手当）

第 14 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれの基準日から起算して 1 0 日以内の日において支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）と勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た額に、市条例等に定める支給率を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料月額とする。

4 職員が基準日以前 6 箇月以内の期間において、本会事務局職員就業規則第 46 条の規定による懲戒処分を受けた場合の成績率は、次の各号に掲げる事由に応じて当該各号に定める割合を第 2 項に定める標準の成績率から減じて得た割合とする。

- （ 1 ）訓告（第 2 号、第 3 号及び第 4 号に該当する職員を除く。） 100 分の 10
- （ 2 ）戒告（第 3 号及び第 4 号に該当する職員を除く。） 100 分の 25
- （ 3 ）減給（第 4 号に該当する職員を除く。） 100 分の 35
- （ 4 ）出勤停止 100 分の 50

5 第 13 条第 4 項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第 14 条第 3 項」と読み替えるものとする。

6 第 2 項の期間率は、次の表の割合とする。

勤務期間	割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 1 5 日 以上 6 箇月 未満	100 分の 95
5 箇月 以上 5 箇月 1 5 日未満	100 分の 90
4 箇月 1 5 日 以上 5 箇月 未満	100 分の 80
4 箇月 以上 4 箇月 1 5 日未満	100 分の 70

3箇月15日 以上 4箇月 未満	100分の60
3箇月以上 3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日 以上 3箇月 未満	100分の40
2箇月 以上 2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日 以上 2箇月 未満	100分の20
1箇月 以上 1箇月15日未満	100分の15
15日 以上 1箇月 未満	100分の10
15日未満	100分の5
0日	0

(期末手当の不支給)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者には、第13条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に本会事務局職員就業規則第46条の規定による懲戒解雇の処分を受けた者
- (2) 基準日前1ヶ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

(期末手当の一時差止め)

第16条 会長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6篇に規定する略式手続によるものを除く。第2項第3号において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思慮するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、社会福祉協議会に対する地域の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 会長は、一時差止め処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には速やかに当該一時差止め処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止め処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止め処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 第1項第1号の規定により一時差止め処分を受けた者が、当該一時差止め処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 第1項第2号の規定により一時差止め処分を受けたものについて、当該一時差止め処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 第1項第2号の規定により一時差止め処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止め処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 3 前項の規定は、会長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 会長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべきものに対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(勤 勉 手 当 の 不 支 給 及 び 一 時 差 止 め)

第 17 条 前 2 条 の 規 定 は、第 14 条 の 規 定 に よ る 勤 勉 手 当 の 支 給 に つ い て 準 用 す る。

(退 職 手 当 及 び 死 亡 給 付 金)

第 18 条 職 員 が 在 職 1 年 以 上 で 退 職 し た と き は、別 に 定 め る 給 付 率 表 に 基 づ き、退 職 手 当 を 支 給 す る。

2 職 員 が 死 亡 し た と き は、そ の 遺 族 に 対 し 死 亡 給 付 金 を 支 給 す る。

3 退 職 手 当 及 び 死 亡 給 付 金 の 支 給 に あ た っ て は、別 に 定 め る 月 額 掛 け 金 額 に よ り 中 小 企 業 退 職 金 共 済 等 に 加 入 し、運 用 す る。

(旅 費)

第 19 条 会 務 の た め 職 員 が 旅 行 し た と き は、神 栖 市 職 員 の 旅 費 に 関 す る 条 例 に 準 じ て 旅 費 を 支 給 す る。

(委 任)

第 20 条 こ の 規 程 の 施 行 に 関 し 必 要 な 事 項 は、会 長 が 定 め る。

附 則

- 1 こ の 規 程 は、昭 和 61 年 7 月 22 日 か ら 施 行 す る。
- 2 こ の 規 程 は、昭 和 63 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。(改 訂 第 3 号)
- 3 こ の 規 程 は、平 成 5 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。(改 訂 第 4 号)
- 4 こ の 規 程 は、平 成 8 年 5 月 20 日 か ら 施 行 す る。(改 訂 第 11 号)
- 5 こ の 規 程 は、平 成 14 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。(改 訂 第 29 号)
- 6 こ の 規 程 は、平 成 15 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。(改 訂 第 30 号)
- 7 こ の 規 程 は、平 成 17 年 8 月 1 日 か ら 施 行 す る。(改 訂 第 43 号)
- 8 こ の 規 程 は、平 成 24 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。(改 訂 第 94 号)

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会給与等に関する規程 第2条関係別表

(管理職手当額表)

任命権者	支給対象者	支給額
会 長	参事	月額55,000円
	事務局長	月額51,000円
	副参事	月額41,000円
	事務局次長	月額37,000円
	支所長・センター長(4級)	
	支所長・センター長(3級)	月額32,000円

付 則

- 1 この表は、平成14年4月1日から適用する。
- 2 この表は、平成19年4月1日から適用する。
- 3 この表は、平成21年8月25日より施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 4 この表は、平成24年4月1日から適用する。

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会給与等に関する規程 第8条関係別表

(職務の級による業務分類表)

職務の級	職務の分類
1級	1 福祉活動専門員の職務 2 専任職員の職務 3 在宅福祉サービスセンター職員の職務
2級	1 困難な業務を処理する福祉活動専門員の職務 2 困難な業務を処理する専任職員の職務 3 困難な業務を処理する在宅福祉サービスセンター職員の職務
3級	1 係長及び主幹の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする福祉活動専門員の職務 3 高度の技能又は経験を必要とする介護支援専門員の職務 4 高度の技能又は経験を必要とする在宅福祉サービスセンター職員の職務 5 支所長及びセンター長の職務
4級 (註.有資格)	1 事務局次長の職務 2 困難な業務を分掌する支所長の職務 3 困難な業務を分掌するセンター長の職務 4 主査の職務
5級	1 事務局長の職務 2 困難な業務を分掌する事務局次長の職務 3 副参事の職務
6級	1 困難な業務を分掌する事務局長の職務 2 参事の職務
7級	適用なし

註．4級格付けは、社会福祉士もしくは精神保健福祉士国家資格を有すること。

付 則

- 1 この表は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この表は、平成24年4月1日から適用する。

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会給与等に関する規程 第18条関係別表

(1) 退職手当及び死亡給付金の額

退職または死亡した者に対する退職手当の額は、退職又は死亡の日におけるその者の給料の月額に、その者の勤続期間を(2)に定める給付率表に区分して、当該給付率を乗じて得た額の合計額とする。

(2) 退職手当及び死亡給付金給付率表

勤続年数 (年)	自己都合	定年	死亡		勤続年数 (年)	自己都合	定年	死亡	
			公務上	公務外				公務上	公務外
1年未満			2.7000		23年以上	25.6650	30.7763	31.7115	30.7763
1年以上	0.5220	0.8700	3.1320	0.8700	24 "	27.4050	32.5163	33.1470	32.5163
2 "	1.0440	1.7400	3.9150	1.7400	25 "	29.1450	34.5830	34.5830	34.5830
3 "	1.5660	2.6100	4.6980	2.6100	26 "	30.5370	36.1490	36.1490	36.1490
4 "	2.0880	3.4800	5.2200	3.4800	27 "	31.9290	37.7150	37.7150	37.7150
5 "	2.6100	4.3500	6.5250	4.3500	28 "	33.3210	39.2810	39.2810	39.2810
6 "	3.1320	5.2200	7.8300	5.2200	29 "	34.7130	40.8470	40.8470	40.8470
7 "	3.6540	6.0900	9.1350	6.0900	30 "	36.1050	42.4130	42.4130	42.4130
8 "	4.1760	6.9600	10.4400	6.9600	31 "	37.1490	43.9790	43.9790	43.9790
9 "	4.6980	7.8300	11.7450	7.8300	32 "	38.1930	45.5450	45.5450	45.5450
10 "	5.2200	8.7000	13.0500	8.7000	33 "	39.2370	47.1110	47.1110	47.1110
11 "	7.7256	12.0713	14.4855	12.0713	34 "	40.2810	48.6770	48.6770	48.6770
12 "	8.4912	13.2675	15.9210	13.2675	35 "	41.3250	49.5900	49.5900	49.5900
13 "	9.2568	14.4638	17.3565	14.4638	36 "	42.3690	神栖市職員の例による		
14 "	10.0224	15.6600	18.7920	15.6600	37 "	43.4130			
15 "	10.7880	16.8563	20.2275	16.8563	38 "	44.4570			
16 "	13.3893	18.5963	21.6630	18.5963	39 "	45.5010			
17 "	14.6421	20.3363	23.0985	20.3363	40 "	46.5450			
18 "	15.8949	22.0763	24.5340	22.0763	41 "	47.5890			
19 "	17.1477	23.8163	25.9695	23.8163	42 "	48.6330			
20 "	20.4450	25.5563	27.4050	25.5563	43 "	49.5900			
21 "	22.1850	27.2963	28.8405	27.2963	44 "	49.5900			
22 "	23.9250	29.0363	30.2760	29.0363	45 "	49.5900			

(3) 勤続期間の計算

退職手当及び死亡給付金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間とし、在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業期間のうち当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の3分の1に相当する月数)を除算する。なお、計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、10月未満は切り捨て、10月以上はこれを1年とする。

(4) 月額掛け金額

毎年4月1日現在の職員俸給に 135/1000 を乗じた額を月額掛け金とする。

ただし、各職員ごとに10円未満の端数は四捨五入する。

付 則

- この表は平成20年3月27日より施行する。
- この表は理事会の議決を得た日より施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、平成25年4月1日から平成26年3月31日の間、及び平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては下表の通りとする。

(1) 平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日の間

勤続年数 (年)	自己都合	定年	死亡	
			公務上	公務外
1 年未満			2.7000	
1 年以上	0.5880	0.9800	3.5280	0.9800
2 "	1.1760	1.9600	4.4100	1.9600
3 "	1.7640	2.9400	5.2920	2.9400
4 "	2.3520	3.9200	5.8800	3.9200
5 "	2.9400	4.9000	7.3500	4.9000
6 "	3.5280	5.8800	8.8200	5.8800
7 "	4.1160	6.8600	10.2900	6.8600
8 "	4.7040	7.8400	11.7600	7.8400
9 "	5.2920	8.8200	13.2300	8.8200
10 "	5.8800	9.8000	14.7000	9.8000
11 "	8.7024	13.5975	16.3170	13.5975
12 "	9.5648	14.9450	17.9340	14.9450
13 "	10.4272	16.2925	19.5510	16.2925
14 "	11.2896	17.6400	21.1680	17.6400
15 "	12.1520	18.9875	22.7850	18.9875
16 "	15.0822	20.9475	24.4020	20.9475
17 "	16.4934	22.9075	26.0190	22.9075
18 "	17.9046	24.8675	27.6360	24.8675
19 "	19.3158	26.8275	29.2530	26.8275
20 "	23.0300	28.7875	30.8700	28.7875
21 "	24.9900	30.7475	32.4870	30.7475
22 "	26.9500	32.7075	34.1040	32.7075

勤続年数 (年)	自己都合	定年	死亡	
			公務上	公務外
23 年以上	28.9100	34.6675	35.7210	34.6675
24 "	30.8700	36.6275	37.3380	36.6275
25 "	32.8300	38.9550	38.9550	38.9550
26 "	34.3980	40.7190	40.7190	40.7190
27 "	35.9660	42.4830	42.4830	42.4830
28 "	37.5340	44.2470	44.2470	44.2470
29 "	39.1020	46.0110	46.0110	46.0110
30 "	40.6700	47.7750	47.7750	47.7750
31 "	41.8460	49.5390	49.5390	49.5390
32 "	43.0220	51.3030	51.3030	51.3030
33 "	44.1980	53.0670	53.0670	53.0670
34 "	45.3740	54.8310	54.8310	54.8310
35 "	46.5500	55.8600	55.8600	55.8600
36 "	47.7260	神栖市職員の例による		
37 "	48.9020			
38 "	50.0780			
39 "	51.2540			
40 "	52.4300			
41 "	53.6060			
42 "	54.7820			
43 "	55.8600			
44 "	55.8600			
45 "	55.8600			

(2) 平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日の間

勤続年数 (年)	自己都合	定年	死亡	
			公務上	公務外
1 年未満			2.7000	
1 年以上	0.5520	0.9200	3.3120	0.9200
2 "	1.1040	1.8400	4.1400	1.8400
3 "	1.6560	2.7600	4.9680	2.7600
4 "	2.2080	3.6800	5.5200	3.6800
5 "	2.7600	4.6000	6.9000	4.6000
6 "	3.3120	5.5200	8.2800	5.5200
7 "	3.8640	6.4400	9.6600	6.4400
8 "	4.4160	7.3600	11.0400	7.3600
9 "	4.9680	8.2800	12.4200	8.2800
10 "	5.5200	9.2000	13.8000	9.2000
11 "	8.1696	12.7650	15.3180	12.7650
12 "	8.9792	14.0300	16.8360	14.0300
13 "	9.7888	15.2950	18.3540	15.2950
14 "	10.5984	16.5600	19.8720	16.5600
15 "	11.4080	17.8250	21.3900	17.8250
16 "	14.1588	19.6650	22.9080	19.6650
17 "	15.4836	21.5050	24.4260	21.5050
18 "	16.8084	23.3450	25.9440	23.3450
19 "	18.1332	25.1850	27.4620	25.1850
20 "	21.6200	27.0250	28.9800	27.0250
21 "	23.4600	28.8650	30.4980	28.8650
22 "	25.3000	30.7050	32.0160	30.7050

勤続年数 (年)	自己都合	定年	死亡	
			公務上	公務外
23 年以上	27.1400	32.5450	33.5340	32.5450
24 "	28.9800	34.3850	35.0520	34.3850
25 "	30.8200	36.5700	36.5700	36.5700
26 "	32.2920	38.2260	38.2260	38.2260
27 "	33.7640	39.8820	39.8820	39.8820
28 "	35.2360	41.5380	41.5380	41.5380
29 "	36.7080	43.1940	43.1940	43.1940
30 "	38.1800	44.8500	44.8500	44.8500
31 "	39.2840	46.5060	46.5060	46.5060
32 "	40.3880	48.1620	48.1620	48.1620
33 "	41.4920	49.8180	49.8180	49.8180
34 "	42.5960	51.4740	51.4740	51.4740
35 "	43.7000	52.4400	52.4400	52.4400
36 "	44.8040	神栖市職員の例による		
37 "	45.9080			
38 "	47.0120			
39 "	48.1160			
40 "	49.2200			
41 "	50.3240			
42 "	51.4280			
43 "	52.4400			
44 "	52.4400			
45 "	52.4400			